

**法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等  
の一部を改正する法律等の施行に係る留意事項について（案）**

**1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）**

**第6条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令関係**

(1) 第2条における連携法曹基礎課程における科目の修得の状況を踏まえた入学者選抜に係る入学定員は、「法科大学院の入学定員の2分の1を超えないものとする」に関しては、連携法曹基礎課程における成績に基づく（論文式試験等を行わない）5年一貫型教育選抜を通じて法科大学院に入学する者は、当分の間、当該法科大学院の入学定員の4分の1を超えないことを原則とすること。

また、「2分の1を超えないものとする」に関しては、法曹養成連携協定を締結している法曹養成基礎課程から入学する者のみならず、法曹養成連携協定を結んでいない連携法曹基礎課程から、当該課程における科目の修得の状況を踏まえて入学する者についても含めて、2分の1を超えないものとする。

(2) 第3条第1号における「法律基本科目の基礎科目に相当する科目…が、当該連携法曹基礎課程において、履修すべき科目として体系的かつ段階的に開設されていること」とは、①当該科目が必修科目として開設されていること、②法科大学院における科目と同名の科目であれば足りるものではなく、その教育内容が法科大学院におけるそれと同等以上であること、③連携法曹基礎課程における教育課程が体系的かつ段階的であること、が求められること。

(3) 第3条第2号における「前号のほか、当該連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、…科目等履修における配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること」とは、具体的には、例えば、

- ①授業で使用する教材の統一や少人数かつ双方向又は多方向で行う科目の開設
- ②法科大学院における教育の導入としての科目の開設
- ③法科大学院における法律基本科目について、連携法曹基礎課程に開設された基礎科目に相当する課程の履修にとどまらず、連携法科大学院が開設する応用科目の科目等履修若しくは連携法科大学院及び連携法曹基礎課程が連携して開設された応用科目の履修

など各法科大学院の創意工夫を通じて、連携法曹基礎課程に在籍する学生が学修することができる、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した環境を整備することであること。

また、③の法律基本科目に関する科目等履修や共同開講により修得した単位については、改正後の専門職大学院設置基準第22条第1項の規定に基づき、積極

的に法科大学院入学前の既修得単位として認定を行うべきものであること。

- (4) 第3条第3号における「早期卒業の認定・・・に関する基準」の整備に当たっては、早期卒業の要件に関する制度変更はないことから、学校教育法第89条が「卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合」に早期卒業を認めることができると規定していること及び平成11年9月14日付文部事務次官通知「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（文高大第226号）」において「安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用に努められたいこと」と示されていることを踏まえて行うこと。また、連携法曹基礎課程の創設により、学部段階の学修量及び内容を維持したまま、学修期間の短縮が図られることを踏まえ、各大学の学部段階における法学教育の質の確保・向上に向けた更なる努力や、その単位の実質化及び学修成果の可視化が求められるものである点に十分に留意すること。

一方で、今回の制度改正においては、厳格な成績評価基準、修了認定基準を設け、適切に運用することにより、学部の早期卒業を標準的な運用とすることを想定している。前述の通知の「安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用に努められたいこと」というのは、早期卒業の認定を相対的に判断し早期卒業者の数を抑制すべきという趣旨ではなく、連携法曹基礎課程において厳格な成績評価基準、修了認定基準を設け、各授業科目において、法学既修者として学ぶ前提としてふさわしい水準の到達目標を設定し、これを総じて十分達成したとして、各大学の判断により、当該課程を修了していることをもって「単位を優秀な成績で修得した」と認定して早期卒業を認めることとする運用は可能であること。各法科大学院は、早期卒業を希望する学生が早期卒業制度を活用できるよう、積極的に支援すること。なお、各大学において早期卒業の可否を総合的に判断する際に、法科大学院の特別選抜の可否を判断材料の一つとして取り扱うことは差し支えないこと。

## 2. 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の一部改正、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）の一部改正関係

- (1) 第20条における「連携法第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力等を有するかを判定するものとする」とは、連携法曹基礎課程からいわゆる地方大学卒によって法科大学院に入学する者についても適用されるものであり、地方大学卒であるからといって、法科大学院における教育を受ける上で求められる適性及び能力等を有していない場合も入学を認められるものではないこと。
- (2) 第20条の3第2項における法律基本科目の「基礎科目・・・の履修の後に、・・・

・応用科目を履修する」としているのは、基礎科目の履修を通じて専門的学識を身につけた上で応用科目を履修することで、より効率的に能力を身につけることができるとの考えによるものであり、応用科目を履修する中で又はその後に改めて専門的学識を身につけるために基礎科目を履修することを妨げるものではないこと。

(3) 第20条の3第2項において、基礎科目は「法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識…を涵養するための教育を行う科目」、応用科目は「専門的学識の応用能力…を涵養するための教育を行う科目」とそれぞれ規定されているが、この定義は主に当該学識や能力を涵養することを目的とする場合の分類であり、実際は同一の科目で当該学識及び能力の両方を涵養する場面も想定されることから、認証評価においてその厳密な区分を求めることは適当ではないこと。

(4) 第20条の4第2項における「50人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。」とは、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号。以下「専門職大学院告示」という。）第5条第2項における「50人を標準として行うものとする」と上限については同義であるが、下限については、双方向又は多方向に行われる討論等を行うのに適した範囲である限りにおいて、特段下限を設けないこととすること。実践的な教育を行う観点から専門職大学の授業規模が40人以下とされていることも踏まえ、法律基本科目以外の科目についても、各法科大学院において工夫し、少人数による指導が行われるべきこと。

(5) 第20条の5における「論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うように適切に配慮しなければならない」とは、例えば、論述式の定期考査を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見だし論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられ、各法科大学院の創意工夫により行われるべきものであること。

平成26年7月16日付高等教育局長通知「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて」（26文科高第341号）において示された「司法試験の合格に資するような教育を行うことは、法科大学院の本来の役割である」こと、「司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育などは不適當であること」、「一方で、司法試験の問題やそれに類する形式の事例教材が教材の1つとして使われることをもって直ちに、受験指導に偏った指導であるということとは適当でないこと」と

の方向性については、変わるものではないこと。その上で、例えば、前述のような論述式の定期考査の答案を教材とした論述の能力を向上させるための指導などは、司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育にも、受験指導に偏った指導にも当たらず、むしろ論述の能力等を涵養することに資する指導として積極的に行われるべきものであること。同様に、司法試験の問題やそれに類する形式の事案が教材に使われることをのみもって受験指導に偏った指導であると判断することは適当ではなく、むしろ論述の能力等を涵養する上で適切な教材となり得るものであれば、司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべきであり、それらを用いて法曹として必要とされる論述力を涵養するための添削指導等をするこも、司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育や受験指導に偏った指導にあたらぬ限りで積極的に行われるべきものであること。

前述の少人数指導や授業方法の工夫は、あくまで法科大学院において「学識及び能力並びに素養」を涵養するために行われるものであり、認証評価機関における認証評価において少人数指導や授業方法の工夫自体が目的化したり、特定の方法を押しつけるものとなつてはならないこと。

「論述の能力その他の専門的学識の応用能力」とは、連携法第4条において「専門的学識の応用能力」を「法的な推論，分析，構成及び論述の能力をいう。」と定義しており、「論述の能力」は「専門的学識の応用能力」の一部として、必ず涵養するために配慮すべき能力として規定するものであること。

- (6) 第20条の7各号における公表事項については、入学希望者が進学先を決める上での参考となるよう、必要に応じその数字が意味するところに注釈を付記するなどして、公表内容をわかりやすく伝えること等を検討すること（例：第2号における退学した者の割合については、単に進路変更をした場合に限らず、司法試験予備試験や司法試験、国家公務員試験等に合格したために退学する場合など様々な場合がある。）。
- (7) 第20条の7第2号における「標準修業年限以内で修了した者の割合」については、いわゆる各学年次に年度当初に在籍した学生数を母数として、次の学年次に進学しなかった人数（いわゆる留年率）についてもあわせて公表すること。
- (8) 第20条の7第6号における「連携法曹基礎課程からの入学者」とは、連携法曹基礎課程から協定先である連携法科大学院に特別選抜又は一般選抜により入学した者を指すものであること（協定先でない連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者は含まないこと）。併せて、連携法曹基礎課程からの入学者のうち、早期卒業又は飛び入学により入学した者の割合及び司法試験合格率も公表すること。

- (9) 第20条の7第7号における「司法試験法第4条第2項の規定により司法試験を受けた者」とは、主として、法科大学院に入学し、留年せずに法科大学院に在籍した中でいわゆる在学中受験資格により司法試験を受けた者を念頭においているが、その際、同受験資格により司法試験を受験した者全体に関する数字を併せて公表することが望ましいと考えられること。
- (10) 連携法第5条第4号における「司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況」に基づくいわゆる在学中受験資格を取得した人数、及び設置基準第20条の7第7号における「司法試験法第4条第2項の規定により司法試験を受けた者の人数及び司法試験の合格率」については、各法科大学院の在籍人数が異なることを踏まえ、いわゆる最終年次の年度当初に在籍した学生数を母数として、
- ①在学中受験資格取得者数を分子とした割合
  - ②在学中受験資格に基づく司法試験受験者数を分子とした割合
  - ③在学中受験資格に基づき司法試験を受験した合格者数を分子とした割合
- も併せて公表すること。
- (11) 第20条の8の規定は、改正前の専門職大学院告示第6条に規定する「1年につき36単位を標準として定める」と同義であること。改正後の連携法第6条に規定する連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した学生にとどまらず、例えばいわゆる最終年次に在籍する学生など、法曹となるための一定の学修の積み上げがある者として、36単位を超えて登録したとしても、充実した学修が見込める者については、法科大学院の判断で上限を44単位として登録を認めることができることを規定するものであること。
- (12) 第22条第1項の規定に基づく入学前の既修得単位等の認定及び第25条第1項の規定に基づく法学既修者に関する単位の認定は、連携法第2条及び第4条の規定の趣旨を踏まえ、それぞれ第20条の3第1項各号に規定される科目の取り扱いについては、以下の通りであること。
- ①法学既修者に関する単位の認定：法律基本科目（基礎科目）及び基礎法学・隣接科目
  - ②入学前の既修得単位の認定：①に加えて法律基本科目（応用科目）及び展開・先端科目のうち選択科目
  - ③①・②いずれにも適さず、法科大学院において履修されるべき科目：法律実務基礎科目及び展開・先端科目のうち選択科目以外の科目
- (13) 第23条に基づく、法科大学院の課程の修了要件については、未修者について

は令和3年度から、既修者については令和4年度から、それぞれ入学する者から適用することとし、各法科大学院においては、関連規程等の整備等をそれまでに進めること。

- (14) 第23条に基づく、法科大学院の課程の修了要件に関し、第3号に規定する「公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）、及び刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）」のいずれかに過度に偏ることのないよう履修すること」とあるのは、法曹となろうとする者に共通として必要とされる専門的学識及びその応用能力（司法試験に合格することができるレベルの学識・能力）を涵養するために、これらの科目を偏りなく履修する必要があることを示すものであること。

一方、「公法系科目」「民事系科目」「刑事系科目」がそれぞれ何単位必要であるかは、各法科大学院が決めるべきことであり、認証評価において、各科目がどの分類に含まれることが妥当であるかや、分類ごとに何単位必要であるかを認証評価において厳密に求めるなどの対応は不要であること。

- (15) 在学中受験資格を取得した者及び取得しなかった者、在学中受験資格に基づき司法試験を受験した者及び受験しなかった者並びに在学中受験資格に基づき司法試験を受験しこれに合格した者及び合格しなかった者、などが混在する状況が生じ得ることを踏まえ、それぞれの者が適切な学習を継続できるよう、個々の学生への支援を充実するなどカリキュラム編成上の工夫等を行うこと（例：在学中受験資格を取らなかった者や司法試験を受験しなかった者、合格しなかった者などを対象に法律基本科目の基礎科目を改めて履修する機会を確保することなど。）。

### 3. 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）

- (1) 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）は、連携法の改正及び専門職大学院設置基準の改正を踏まえて所要の改正を行うものであること。

- (2) 第4条第1項第1号ワにおける「図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。」は、専門職大学院設置基準との並びで規定を削除しているものの、図書その他の教育上必要な資料の整備（図書館の整備を含む。）は、教育の充実の観点においては引き続き重要であることには変わりはないことから、各認証評価機関においては、その整備の状況について認証評価を行うべきこと。

#### 4. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）の一部改正関係

(1) 第6条第2項第1号における「連携法曹基礎課程」については、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成を下支えするものとして大学の判断の下で開設するものであり、法科大学院が引き続きプロセスとしての法曹養成制度の中核機関であることに変わりはないこと。連携法曹基礎課程の開設を検討している大学においては、法学部全体の在り方や果たしている役割を踏まえつつ、未来ある若者を受け入れる立場から、準備を進める必要があること。

(2) 第6条第3項第2号における「連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、…連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ」た「入学者選抜」（以下「特別選抜」という。）とあるのは、協定先の大学の連携法曹基礎課程の成績のみに基づく選抜（以下「5年一貫型教育選抜」という。成績に加えて面接などを行う一方、法律科目の論文式試験等を行わない場合を含む。）のほか、連携法曹基礎課程（協定先の大学に限らない）の成績に加え、法律科目の論文式試験等により入学志願者の適性や能力を総合的に判定する方法による選抜（以下「開放型選抜」という。）が可能であること。

公平性の観点から、専願枠や自大学出身者募集枠を設けたり、協定先の大学によって異なる選抜方法を取ったりすることなど、同一の募集区分において、選抜方法について異なる扱いをすることは適切ではないこと（例えば、協定先のA大学からは5年一貫型教育選抜のみを行い、別の協定先のB大学からは開放型選抜のみを行うことなど）。

ただし、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが重要であることに鑑み、地方大学（後述）出身者を対象とした特別選抜枠（以下「地方大学枠」という。）を設けることは可能であること。この場合、自大学も含めて地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による特別選抜を実施することも可能であること。

この場合の地方大学の定義は、直近の国勢調査（平成27年）における大都市圏以外の地域に設置されている大学に加え、大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とする。また、大学本部が大都市圏内に設置されている場合でも、法曹コースを開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とする。

なお、入学者選抜に際して、特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合は、各大学は関係者をはじめ広く社会の理解を得られるよう説明責任を果たすことが必要であり、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）又は募集要項等において、その内容及び設定理由等を合理的に説明するとともに、それぞれの区

分等について募集人員、出願要件等を明記する必要があること。

## 5. その他

### [1] 定員管理関係

収容定員は、平成31年4月の収容定員の総数（2253人）を上限とし、増加することができるのは、司法試験の合格率が高く推移している場合など限定的な場合にのみ行われるべきこと

### [2] 飛び入学関係

連携法曹基礎課程から法科大学院への進学については、連携法曹基礎課程を修了し、早期卒業により学士の学位を取得してから法科大学院へ進学することが想定されていること。一方、学士の学位を取得できない連携法曹基礎課程在籍者における法科大学院への飛び入学の活用も可能であること。

また、連携法曹基礎課程に在籍していない学部学生が、法科大学院への飛び入学を希望する場合に、学部における成績に加え、既修者認定試験の成績も含めて法科大学院が総合的に判断することも可能とし、もって飛び入学がより活用できるようにするものであること。

法科大学院への飛び入学の適否の判断材料として既修者認定試験を用いる場合は、判断基準を予め受験予定者に明示することが必要であること。

なお、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する単位累積加算制度の活用により学士の学位を取得できる場合があること。

※本資料は、資料1-1として配布した省令の改正（案）に合わせる形で当日の配布資料に最低限の修正を加えている。